

荒尾市

あなたの輝くスタートを応援します！

あらか未来
プロジェクト

奨学金返済わか者 就労支援事業補助金のご案内

大学などを卒業後、市内に居住し就職された“わか者”を対象にした支援事業です。在学中に借り入れた奨学金の返済額の一部に補助金を交付します。

最大

奨学金返済額の3分の2
年間20万円×3年間を支援！

60万円

対象となる奨学金

- ① 日本学生支援機構 第1種奨学金
- ② 日本学生支援機構 第2種奨学金
- ③ 熊本県育英資金

大学、大学院、短大、
専修学校、
高等専門学校、
高等学校

対象者

- ① 奨学金の貸与を受けて大学などに進学した人
- ② 荒尾市内の中小企業※注1に就職or転職、もしくは起業した人で、かつ荒尾市内に居住している人 ※注1：裏面下をご覧ください。
※平成29年4月1日以降に、就職・転職・起業した人に限ります。
- ③ 奨学金を返済中で、奨学金の返済や市税に滞納がない人
- ④ 承認申請(最初の申請)時点で30歳以下の人

補助金の交付額

年間返済額の3分の2以内の額
20万円を限度

交付期間

最長3年間

※公務員(臨時職員など含む)及び風俗営業に就労する人は除きます。

※詳細や不明な点は、下記までお問い合わせください。

お問合せ

〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390
荒尾市役所 産業振興課 商工・企業誘致推進室
TEL(0968)63-1432 FAX(0968)63-1158
<http://www.city.arao.lg.jp/>



補助金交付までの手続きフローチャート

申請者

荒尾市

① 承認申請：提出書類

1. 荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業実施承認申請書(様式第1号)
2. 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証する書類の写し
3. 奨学金の全体の返済計画を確認することができる書類の写し
4. 住民票の写し
5. 市税の滞納のない証明
6. 下記のどちらか
 - 就職者⇒就労証明書(様式第1号の2)
 - 起業家⇒自らの業を営むことを証する書類(登記事項証明、開業・廃業等届出書等)

① 承認申請

審査

申請者の対象要件の各状況を確認します。

※申請以降、変更や中止を行う場合は別途手続きが必要です。

Check!

●補助金を受けようとする人は、初回交付申請の1年前までに実施承認申請を行い、承認を受ける必要があります。
※承認申請は最初のみが必要です。

奨学金12か月返済

② 承認通知

③ 交付申請：提出書類

1. 荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金交付申請書(様式第6号)
2. 奨学金の返済額を証する書類の写し(預金通帳の写しなど)
3. 住民票の写し
4. 市税の滞納のない証明
5. 下記のどちらか
 - 就職者⇒就労証明書(様式第7号)
 - 起業家⇒自らの業を営むことを証する書類(登記事項証明、開業・廃業等届出書等)

③ 交付申請

※12か月返済した最後の月の翌月

審査

12か月間の市内居住、就労状況、奨学金の返済状況を確認します。

Check!

●承認を受けた人が補助対象期間の3年間の内に、市外への転居や転職等で交付対象要件を満たさなくなった場合、それ以降の交付申請はできません。

⑤ 交付請求：提出書類

1. 荒尾市奨学金返済わか者就労支援事業補助金交付請求書(様式第10号)

⑤ 交付請求

※交付請求書を受け付けた日から起算して30日以内に補助金を交付します。

Check!

●補助金は1年毎に交付(3年間毎年交付申請が必要です)。

補助金入金

⑥ 交付

※注1【中小企業基本法の定義】 ※当項目以外の法人及び組合なども対象になる場合があります。

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人